○内閣府告示第二千九百九十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千百十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮城県加美郡加美町

二　地域再生計画の名称　音楽と福祉のまちづくり

三　地域再生計画の区域の範囲　宮城県加美郡加美町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二千九百九十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第三百二十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮城県本吉郡南三陸町

二　地域再生計画の名称　「森里海ひと」の地域ブランド化推進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　宮城県本吉郡南三陸町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）、補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化（五の五⑯）及び地域再生戦略交付金（五の六）

○内閣府告示第二千九百九十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第千百八十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　山形県、鶴岡市、酒田市及び寒河江市並びに山形県西村山郡河北町、西川町及び朝日町、最上郡金山町及び舟形町、西置賜郡白鷹町並びに東田川郡庄内町

二　地域再生計画の名称　官民協働・地域間連携（中間支援プラットフォーム）による住民主体の地域づくり推進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　山形県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千九百九十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第千百九十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福島県

二　地域再生計画の名称　地域資源を活用したＤＭＯによる観光振興プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　福島県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千九百九十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第五百二十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福島県並びに郡山市及び須賀川市

二　地域再生計画の名称　ふくしましごと創生プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　福島県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千九百九十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第百四十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福島県及び須賀川市

二　地域再生計画の名称　過疎・中山間地域観光コンテンツ拡充事業

三　地域再生計画の区域の範囲　福島県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千九百九十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第百五十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　茨城県、龍ケ崎市、牛久市、鹿嶋市、潮来市、稲敷市及び行方市並びに茨城県稲敷郡美浦村及び阿見町

二　地域再生計画の名称　茨城版　持続可能な地域づくり～「広域公共交通ネットワーク」プラス「小さな拠点」

三　地域再生計画の区域の範囲　茨城県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千九百九十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第五百七十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　藤岡市

二　地域再生計画の名称　藤岡市移住定住促進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　藤岡市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）